

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県畜産協議会 畜産安全課 総務・畜産企画担当	
設置年月日	昭和28年4月28日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県畜産協議会規則	
委員定数・任期	20名以内 2年	
職務内容	知事の諮問に応じ、畜産に関する重要事項を調査審議、答申する。	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	開催なし。	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県種苗審議会（農林部生産振興課主穀担当）	
設置年月日	昭和33年8月8日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例、 埼玉県種苗審議会規則	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職務内容	知事の諮問に応じ、主要農作物の品種転換、種子更新等について、 調査審議する。	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 令和5年2月2日（木）</li> <li>・場所 埼玉教育会館104会議室</li> <li>・議題等 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 主要農作物奨励品種等の採用について</li> <li>2 主要農作物奨励品種等の廃止について</li> <li>3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）奨励品種決定調査等への主な供試系統・品種について</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県園芸振興審議会 (農林部生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当)	
設置年月日	昭和32年5月20日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県園芸振興審議会規則	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職務内容	知事の諮問に応じ、野菜・果樹・花植木の振興計画の樹立など、園芸振興に関する重要事項を調査・審議する。	
公開・非公開の別	公開	ただし、出席委員の2/3以上の多数で議決時は非公開とすることもできる。
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	審議事項がなかったため、開催実績なし。	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県森林審議会 (森づくり課総務・森林企画担当) 佐藤	
設置年月日	昭和26年10月1日	
設置根拠等	森林法第68条、第70条	
	埼玉県森林審議会規則	
委員定数・任期	15名以内・令和6年9月30日	
職務内容	森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を 処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について、知事の 諮問に応じて答申する。また、これらの事項について建議するこ とができる。	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>第1回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日 令和4年11月24日(木)</li> <li>・場所 埼玉会館2階会議室</li> <li>・議題等</li> </ul> <p>(諮問事項) 地域森林計画の樹立について</p>	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県農業水利審議会（農村整備課 企画担当）	
設置年月日	昭和32年6月4日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例 第2条	
	埼玉県農業水利審議会規則	
委員定数・任期	委員定数 20人以内 ・ 任期 2年	
職務内容	知事の諮問に応じ、農業上必要なかんがい排水等について調査審議する。	
公開・非公開の別	原則公開	ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年11月の委員任期満了をもって、常時委員を委嘱し、毎年度開催する方式から、審議が必要な課題が生じたときに、その都度、課題に応じた委員を招集し、必要に応じて開催する方式へ変更しました。そのため、令和4年度は開催していません。</li> </ul>	